

2026年1月6日

取引先各位

株式会社 USEN TRUST

レジデンス家賃保証 | 保証内容拡充のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2026年1月7日（水）12時より、住居用家賃保証サービス「レジデンス家賃保証」におきまして、保証内容の拡充にともない、約款を一部改定いたします。

これまで以上に、不動産会社さまや賃借人さまにご利用いただきやすい内容となっております。

住居用家賃保証サービス



レジデンス家賃保証の詳細については[こちら](#)をご確認ください。

主な拡充内容は、下記の通りです。

【保証内容の主な変更点】

保証項目	変更前	変更後
原状回復費用 【限度額】	月額賃料等の2か月分	月額賃料等の6か月分
同意のない原状回復費用	賃借人の存否不明の場合に限り、 保証会社の鑑定結果により 原状回復が妥当と判断された時のみ保証	賃借人の存否不明に関わらず 同意が得られない場合であっても 月額賃料等の3か月分 (原契約に明記された内容に基づく)
保証の終了事由 【賃借人の死亡時】	死亡日で保証終了	※【非常時契約解除サービス】を契約している場合 明渡日まで保証

なお、このたびの約款改定において、不利益変更はございません。

【変更後約款の適用開始日時】

■ 2026年1月7日（水）12時以降 ご契約手続きの案件から適用

本件に関する手続き方法やその他お問い合わせにつきましては、エージェントサポートデスク、または弊社担当スタッフまでお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 USEN TRUST エージェントサポートデスク

TEL : 0120-981-054 (受付時間 10:00~18:00※年末年始は除く)